

気軽におためし！サテライトオフィス

体験支援補助金@とちぎ

(栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金)

募集要項



令和2(2020)年10月

栃木県

## 目次

1	事業の目的 .....	1
2	事業の概要 .....	1
3	補助対象者 .....	2
4	補助内容 .....	2
5	オフィス設置や移住・二拠点居住等の支援について .....	4
6	お試し勤務にあたり守っていただくこと .....	5
7	申請から交付までの流れ .....	6

# 1 事業の目的

---

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークなどの「新しい働き方」が注目されています。

こうした中、栃木県では、地方へのサテライトオフィス設置を検討する企業（法人）や地方生活を検討するフリーランスの皆様に、本県のテレワーク環境や生活環境を実感してもらうため、「気軽におためし！サテライトオフィス体験支援補助金@とちぎ」（栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業）を開始しました。

# 2 事業の概要

---

法人やフリーランスの皆様が栃木県内で「お試し勤務」を行う場合に、オフィス利用料や事務機器のレンタル費用、引越代など、必要となる経費の一部を栃木県が補助します（すでに本県への移住を決定している方の利用はご遠慮願います）。

本事業で言う「お試し勤務」とは、具体的には以下のとおりです。

## (1) 内容

種 類	内 容
法人	・本県内に設けたサテライトオフィスにおいて、役員又は従業員にテレワークを試行していただくこと
フリーランス	・本県内で、試行的に事業を行っていただくこと

※ 一月あたり概ね 10 日以上、本県内で勤務していただきます。

※ 「サテライトオフィス」とは、貸事務所、シェアオフィス、コワーキングスペース、オフィスとして利用するアパート・空き家など、本県でテレワークを実施する場として設置又は利用する施設のことを指します。

なお、オフィスと住居を兼ねるものも、「サテライトオフィス」に含まれます。

## (2) 実施期間

2020 年 10 月 9 日以降のお試し勤務を補助の対象とします。

お試し勤務の開始日は、本県内にサテライトオフィスを開設した日とし、終了日は、本県内のサテライトオフィスを閉鎖した日とします。

なお、終了日が 2 月下旬～3 月 31 日となるお試し勤務をご検討の場合は、栃木県まで御相談ください。

### 3 補助対象者

---

以下の法人及びフリーランスが対象です。

なお、東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を指します。

#### (1) 法人

条 件	内 容
お試し勤務する方	・東京圏で勤務している方であること ・栃木県外に在住していること

※ 法人の種別や本社所在地には制限はありません。

※ 表の条件を満たしていれば、栃木県内に事業所を有する法人も対象です。

※ お試し勤務する方の雇用形態には制限はありません。また、役員も対象になります。

※ 単に栃木県内での営業行為を目的とするものは除きます。

#### (2) フリーランス

条 件	内 容
年齢	・2020年10月9日現在で20歳以上であること
業務形態	・特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で業務を行っていること
居住地	・東京圏に在住していること
事業所	・通常事業を実施する場所が東京圏に所在すること

※ 単に栃木県内での営業行為を目的とするものは除きます。

### 4 補助内容

---

#### (1) 補助額

(3) の補助対象経費の全額を対象とし、上限額は下表のとおりです。

種 類	補助上限額
法人	一月あたり最大 20 万円
フリーランス	一月あたり最大 10 万円

※ 補助上限額は、お試し勤務する方の人数にかかわらず同一です。

※ 補助上限額（10万円又は20万円）は、月ごとに算定します（補助上限額を超える金額を翌月以降に繰り越すことはできません）。

## (2) 補助期間

最低1月から最大3月です。

なお、補助期間が1月を超える場合において、1月未満の期間は1月に切り上げます。

## (3) 補助対象経費

### ア お試し勤務のために利用する物件の賃借料・利用料

お試し勤務のために利用する貸事務所、シェアオフィス、コワーキングスペース、アパート等の賃借料や利用料を補助します。

- ・コワーキングスペース等の施設利用料については、基本利用料及び初回登録料（必要な場合）並びにドロップイン（1日以下）の利用料を補助対象とし、ロッカーや会議室、コピー等の利用料など、基本利用料に含まれないものは補助対象としません
- ・アパートや空き家をオフィスとして利用する場合、管理費や共益費は補助対象としませんが、敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は補助対象としません
- ・お試し勤務に要するインターネット利用料や光熱水費は補助対象とします
- ・オフィス兼住居の賃借料・利用料は補助対象としますが、お試し勤務する方の宿泊費や住居賃料（インターネット利用料及び光熱水費も含みます）は補助対象としません
- ・通常、業務や事業を実施する場所とは想定されないもの（お試し勤務する方の実家や友人宅等）については、賃借料・利用料（インターネット利用料及び光熱水費も含みます）は補助対象としません

### イ 執務環境の整備費用

お試し勤務に必要となるOA機器、家具（机・椅子等）などのレンタル費用を補助します。

- ・事務機器、事務用品（消耗品含む）等の購入費用は補助対象に含みません
- ・執務に直接関係しない物品のレンタル費用は補助対象に含みません

### ウ 執務環境の移転費用

事務所の移転に係る引越業者代金、レンタカー代等を補助します。

- ・住居移転費用は補助対象に含みませんが、事務所移転費用と住居移転費用の区分が困難な場合は、引越業者代金等全体を補助対象とします

### エ 業務上の交通費

お試し勤務により新たに生じる業務上の交通費（お試し勤務前の勤務場所への出張経費）を補助します。

## 5 オフィス設置や移住・二拠点居住等の支援について

栃木県へのオフィス設置や移住・二拠点居住等をご希望の場合、お手伝いいたします。

### 【オフィス設置】

栃木県オフィス移転推進補助金

県外に本社を置き、リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で栃木県内にオフィスを設置する企業に対し、オフィスの賃借料を補助します。

補助率 10/10

補助上限額 150万円

補助対象期間 2020年10月9日から2021年3月31日まで

ただし、2021年3月1日までに賃借を開始したものに限り。

栃木県産業労働観光部産業政策課 企業立地班

(tel: 028-623-3202 メール: [kigyoricchi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kigyoricchi@pref.tochigi.lg.jp))

とちぎのいいもの販売推進本部 (東京事務所)

(tel: 03-5212-8716 メール: [tokyo-jimusyo@pref.tochigi.lg.jp](mailto:tokyo-jimusyo@pref.tochigi.lg.jp))

県内の市や町でも、オフィス、サテライトオフィスの設置を支援しています。

- **宇都宮市** 産業政策課企業立地グループ (tel: 028-632-2461)  
「オフィス企業立地支援補助金」  
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/kigyo/1015889.html>
- **足利市** 工業振興課工業担当 (tel: 0284-20-2110)  
「足利市サテライトオフィス整備事業費補助金」  
<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/satellite-office.html>  
「足利市働き方改革促進支援事業費補助金」  
<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/hatarakikata.html>
- **栃木市** 商工振興課 (tel: 0282-21-2372)  
「栃木市オフィス移転等支援補助金」  
<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/32/31038.html>
- **鹿沼市** 産業誘致推進室 (tel: 0289-63-2266)  
「鹿沼市シェアオフィス等整備事業補助金」  
<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0272/info-0000006597-1.html>

## 【移住・二拠点居住等】

とちぎ暮らし・しごと支援センター（オンライン相談も実施中！）

（tel：080-9502-5985 メール：[tochigi@furusatokaiki.net](mailto:tochigi@furusatokaiki.net)）

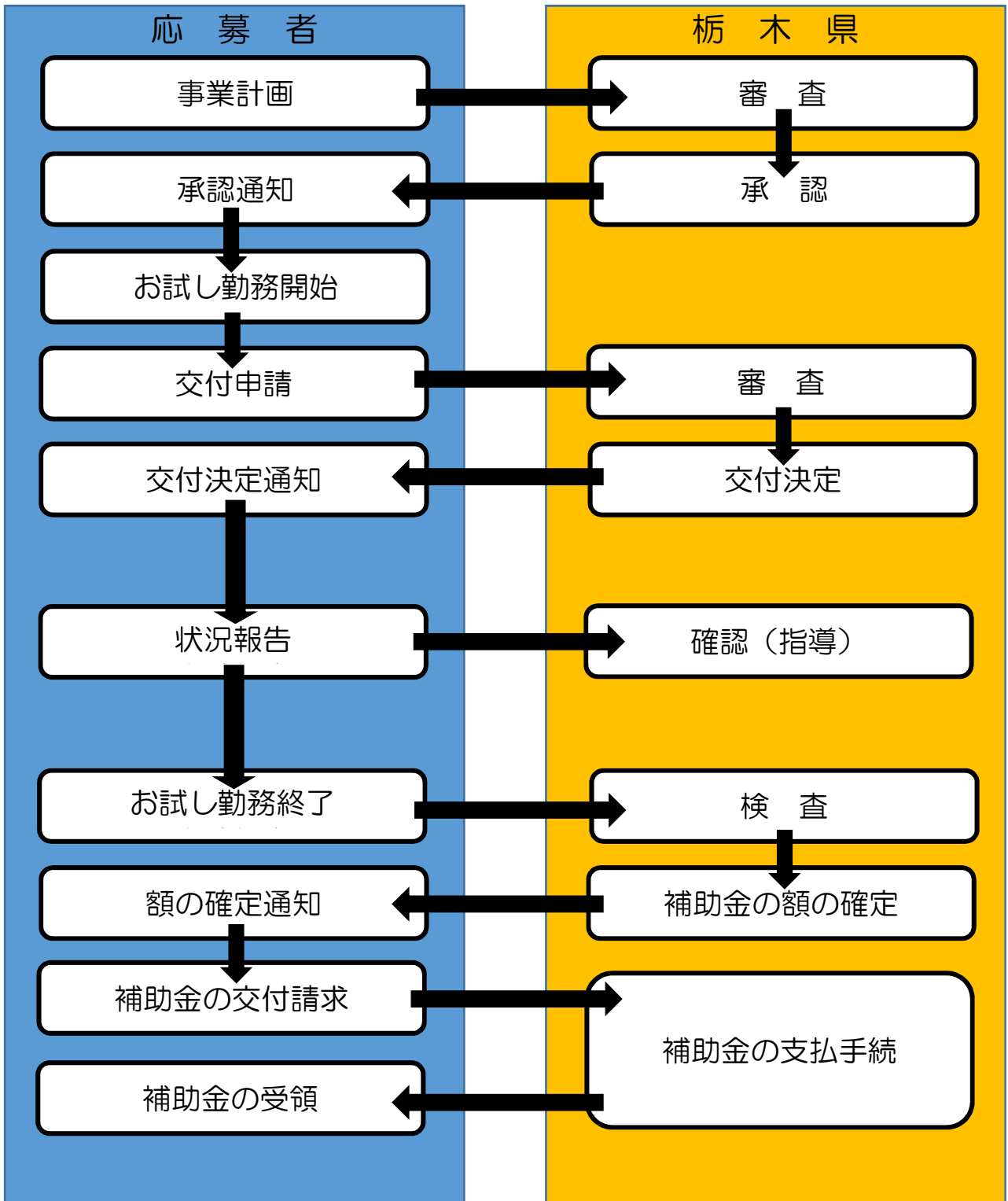
## 6 お試し勤務にあたり守っていただくこと

---

- ・お試し勤務の間、栃木県内に住居を確保するとともに、一月あたり概ね10日以上栃木県内で勤務していただきます。
- ・サテライトオフィスの設置やテレワークの実施等に関し、栃木県や市町のアンケートやヒアリング調査等に御協力いただきます。
- ・本事業の経費について、帳簿や証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常に収支の状況を明らかにしてください。  
また、帳簿及び証拠書類は、お試し勤務の完了した年度の終了後5年間は保存してください。

## 7 申請から交付までの流れ

【手続フロー図】





(1) 事業計画の承認

お試し勤務を開始する前に、内容を確認させていただきます。事業計画が本事業の要件に合致していると認められる場合、事業計画承認通知書をお送りします。

ア 提出書類

種 類	内 容
法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書（法人用）（別紙様式1-1）</li><li>・お試し勤務実施者概要書（法人用）（別記様式2-1）</li><li>・経費内訳書（別紙様式3）</li><li>・登記事項証明書（履歴全部事項証明書）</li><li>・法人の概要及び事業所の所在地が分かる資料（パンフレット 等）</li><li>・お試し勤務する従業員が雇用されていることを証する書類（社員証の写し、雇用契約書の写し 等）</li><li>・お試し勤務する従業員等の住所を証する書類（免許証の写し、住民票 等）</li><li>・暴力団排除に関する誓約書（別紙様式4）</li><li>・その他知事が指定する書類</li></ul>
フリーランス	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書（フリーランス用）（別紙様式1-2）</li><li>・お試し勤務実施者概要書（フリーランス等用）（別記様式2-2）</li><li>・経費内訳書（別紙様式3）</li><li>・フリーランスとしての活動状況を証する書類（開業済届出書、前年度の所得税申告書及び収支内訳書の写し 等）</li><li>・お試し勤務する者の住民票（事業専従者もお試し勤務を行う場合は続柄も記載）</li><li>・暴力団排除に関する誓約書（別紙様式4）</li><li>・その他知事が指定する書類</li></ul>

様式類は、下記ホームページからダウンロードしてください。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/otameshi\\_satellite\\_office.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/otameshi_satellite_office.html)

なお、経費内訳書の金額欄については、消費税等の仕入控除税額を減額した額を記載してください。

イ 提出先

〒328-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県総合政策部地域振興課 地域振興・移住促進担当

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(2) 補助金の交付申請

お試し勤務を開始した日から5日以内に、以下の書類を県まで提出してください。

- ・ 栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付申請書
- ・ 栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業計画承認通知書の写し
- ・ サテライトオフィスとして利用する物件の契約書等又はお試し勤務開始届出書（別記様式6）

交付決定額が県から支給される交付金額の上限となりますので、事業計画にはお試し勤務において必要となる経費をもれなく記載するようお願いします。

(3) 交付決定後、補助金の受領まで

ア 補助事業の内容の変更

交付申請額の増がある場合には、事前に県に相談の上、変更手続きを行っていただきます。

イ 状況報告

お試し勤務を開始してから1月経過するごとに、以下の書類により県に状況報告を行ってください。

- ・ 栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金状況報告書
- ・ 事業実施状況報告書（別記様式9）
- ・ 出勤簿等の写し又はお試し勤務管理簿（別記様式10）
- ・ 経費支払状況書（別記様式3）

ウ 実績報告

お試し勤務の終了後5日以内に、以下の書類により県に実績報告をしてください。

- ・ 栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金実績報告書
- ・ 事業実績報告書（別記様式9）
- ・ 出勤簿等の写し又はお試し勤務管理簿（別記様式10）
- ・ 経費支払実績書（別記様式3）
- ・ 補助対象経費等の支払いが確認できる書類

実績報告後、県が検査を実施の上補助金の額を確定し、補助金の交付の請求をしていただいた上で補助金を支払います。

※ お試し勤務の終了日が2月中の場合は、実績報告及び補助金の交付の請求のスケジュールについて、県とよく相談するようお願いします。

〒328-8501

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県総合政策部地域振興課 地域振興・移住促進担当

TEL：028-623-2233 FAX：028-623-2234

HP：[http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/otameshi\\_satellite\\_office.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/otameshi_satellite_office.html)

メール：[chiiki@pref.tochigi.lg.jp](mailto:chiiki@pref.tochigi.lg.jp)